

子どもと障害者の県内の 医療費助成を拡充します！

	子ども	障害者
開始時期	令和6年4月診療分から	令和6年度中
拡充対象者	高校生世代 (義務教育終了後翌日から 18歳となる年度の末日まで) 就学・就労の有無を問いません。	精神障害者保健福祉手帳1級所持者
		精神障害者保健福祉手帳2級 + 身体障害者手帳3級の2点所持者
		精神障害者保健福祉手帳2級 + 療育手帳B1の2点所持者
所得制限	なし	あり
市町単独拡充事業の有無	既に市町独自で制度実施している市町や今後、制度を拡充する市町がありますので、詳細が不明な場合はお住まいの市町担当課へお問い合わせください。	
受給資格手続き	お住まいの市町担当課から案内がありますのでご確認ください。	

必要な方に必要な医療・薬が行き届きますよう
適正受診・適正服薬にご協力ください。

大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市・高島市・東近江市・米原市・日野町・竜王町・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町／滋賀県

